

目

次

頁

第102号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 5

第百二号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第三十三号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 豚コレラの注射

三百二十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年十月三十一日提出

埼玉県 知事

大野 元 裕

提 案 理 由

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を踏まえ、家畜注射手数料を徴収する注射を追加したいので、この案を提出するものである。